

グルメシティ長崎協議会

設立趣意書・規約

長崎の急速な人口減少と少子高齢化は、長崎経済規模を縮小させる危機的な状況であり、それは飲食業界にとっても他人ごとではない。これから現在の飲食業の経済規模を維持させ、また更に発展させて行くには観光客等交流人口からの集客を増加させることが必須である。また長崎の飲食店に観光客に来てもらう為には、飲食店が相互に研鑽しあい、飲食店の提供する料理・サービス共に質を向上させることに加え、官民連携して食のブランド化を推進し、情報発信していくことも重要である。故に、飲食店のさらなる質の向上を図り、行政との連携を深め、地域一体となって世界に誇るグルメシティとなるべく、長崎の食の魅力を向上させ、飲食店の発展に貢献する団体を設立する。

1. 目的

本会は会員相互に協同、研鑽し、行政とも連携を図りながら、会員である飲食店の質の向上、情報の発信、情報の共有、食のブランド化等を実施し、長崎の飲食店のブランド向上と経済的地位の向上を目的とする。

2. 名称

当会は、グルメシティ長崎協議会と称する。

3. 会員の資格

正会員は、次に掲げる要件を備える者とする

長崎県内で飲食店を運営する法人または個人

賛助会員は、次に掲げる要件を備える個人または法人とする

食材料飲メーカー、加工業、水産農林業、他賛同者

4. 事務所の所在地

本会は事務所を長崎市賑町 7-15-302（株式会社 FUSOjapan 内）におく

5. 事業

本会は、次の事業を行う。

- (1) 会員飲食店の質の向上に資する事業
- (2) 会員飲食店の情報を発信する事業
- (3) 長崎の食の魅力を発信する事業
- (4) 長崎の食のブランド化を推進する事業

- (5) 会員に有益な情報の共有
- (6) 前各号の事業に附帯する事業

6. 事業年度

本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わるものとする。

7. 役員及び任期

役員の数及び任期は次のとおりとする。

- (1) 員数 理事 7人 監事 2人
- (2) 任期 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時のいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合には、その総会の終結時まで任期を伸長する。
監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時のいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合には、その総会の終結時まで任期を伸長する。

8. 会費

- (1) 会費は以下の通りとする。

正会員 年会費一口10,000円（半期分一口5,000円）

賛助会員 年会費一口5,000円（半期分一口2,500円）

- (2) 下半期（12月1日～5月31日）入会の場合、入会年度に限り、会費を半期分とする。

9. 除名

当会は、会員の代表者、責任者、実質的に経営権を有するものが次の各号の一に該当する場合、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 反社会的勢力に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、当会又は当会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

10. 規約の改廃

本規約の改廃は、総会において決定する。

11. 補則

本規約に定めなき事項については、理事会で決定する。

附則 本規約は令和5年5月1日から実施とする。

設立発起人代表	長崎市籠町 5-24 株式会社老李グループジャパン 代表取締役 李宗賢
発起人	長崎市大黒町 7-18-6F 株式会社岩崎商事グループ 代表取締役 岩崎誠一
発起人	長崎市松ヶ枝町 5-6 株式会社ユニバーサルワーカーズ 代表取締役 久遠龍史
発起人	長崎市曙町 40-23 株式会社稲佐山観光ホテル 専務取締役 小林央幸
発起人	長崎市幸町 6-1 株式会社杉永蒲鋒 代表取締役 杉永清悟
発起人	長崎市油屋町 2-6-3F 有限会社亜紗 代表取締役 藤井智明